

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「以下同じ」を「第三条の二第一項第三号において同じ」に改め、同項第六号中「文化振興課」を「移住・定住促進課、文化振興課」に改め、「雇用労働政策課」を削る。

第三条の二第一項第四号中「地域活力創造課」を「地域の元気創造課」に改める。

第七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 教育庁本庁福利課

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。